

平成30年度 財政援助団体等監査実施計画

監査の種別	財政援助団体等監査				
監査の対象	1 財政援助団体				
	財政援助団体	所管局			
	社会福祉法人青い鳥	健康福祉局			
	2 出資団体				
	出資団体	所管局			
	公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局			
	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局			
	公益財団法人川崎市学校給食会	教育委員会事務局			
	公益財団法人川崎市生涯学習財団				
	3 指定管理者及び指定管理施設				
	指定管理者	指定管理施設	所管局		
	社会福祉法人電機神奈川福祉センター	川崎市わーくす大師	健康福祉局		
	社会福祉法人育桜福祉会	川崎市わーくす高津			
		川崎市北部身体障害者福祉会館			
	社会福祉法人同愛会	中央療育センター			
		北部地域療育センター			
	中部リハビリテーションセンター共同事業体	川崎市中部リハビリテーションセンター（井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター）			
	麻生区内複合福祉施設共同事業体	川崎市北部リハビリテーションセンター（百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター）			
	一般社団法人富士見町開発公社	川崎市八ヶ岳少年自然の家			こども未来局
	川崎市子ども夢パーク共同運営事業体	川崎市子ども夢パーク			
	川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体	富士見公園			建設緑政局
	株式会社石勝エクステリア	川崎市緑化センター			
			大師公園	川崎区役所	
とどろきスポーツ文化パートナーズ	川崎市とどろきアリーナ	中原区役所			
SELF高津スポーツセンター事業体	川崎市高津スポーツセンター	高津区役所			
フクシ・ハリマ共同事業体	川崎市宮前スポーツセンター	宮前区役所			
監査の範囲	主として平成29年度執行に係る出納その他の事務。 ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。				
監査の期間	平成30年8月31日から同年11月下旬まで				
監査の方法	監査方法は、対象団体ごとの事業実態や特色を踏まえたうえで、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行う。また、公認会計士等の専門的知見を活用する。				

<p>監査の項目 及び 主な着眼点</p>	<p>1 財政援助団体監査 補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。</p> <p>ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。</p> <p>(2) 財政援助団体関係</p> <p>ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>エ 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。</p> <p>オ 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。</p> <p>カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>2 出資団体監査 出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。</p> <p>イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>ウ 出資団体の役員会や内部監査等の実施状況について十分に把握しているか。</p> <p>(2) 団体関係</p> <p>ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>イ 経理規程等諸規程は整備されているか。</p> <p>ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</p> <p>オ 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>カ 資金の運用は適切か。</p> <p>キ 法令等に基づき、役員会等が開催され、十分に機能しているか。</p> <p>3 指定管理者監査 公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>イ 事業報告書の点検は、適切になされているか。</p> <p>ウ 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。</p> <p>エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>オ 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。</p> <p>(2) 指定管理者関係</p>
-------------------------------	---

	<p>ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。</p> <p>エ 経営の安定性は確保されているか。</p> <p>オ 市民の平等な利用が確保されているか。</p> <p>カ 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。</p> <p>キ 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>ク 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。</p> <p>ケ 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。</p> <p>コ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切になされているか。</p> <p>サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>シ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>
<p>監査の日程</p>	<p>平成30年8月上旬 実施通知</p> <p>平成30年8月31日 監査開始</p> <p>平成30年11月下旬 監査委員会議</p> <p>平成30年12月上旬 監査結果の提出及び公表</p>